



島根県報

平成21年 5月26日 (火)

号外 第 111 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道 路 維 持 課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第426号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成21年5月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	川本大家線	邑智郡川本町大字三俣649番1地先から同652番1地先まで	前	メートル 4.00～ 7.40	メートル 156.00	道路改良工事 拡幅
			後	6.40～ 13.40	156.00	
"	"	邑智郡川本町大字湯谷1143番2地先から同825番1地先まで	前	5.00～ 6.00	53.30	道路改良工事 拡幅
			後	6.40～ 11.60	53.30	
"	"	邑智郡川本町大字三俣114番1地先から同108番5地先まで	前	4.00～ 10.30	131.00	道路改良工事 拡幅
			後	4.00～ 13.00	133.00	
"	"	邑智郡川本町三俣92番地先から同644番地先まで	前	4.40～ 7.40	33.50	道路改良工事 拡幅
			後	7.50～ 11.80	33.50	
"	柿木津和野 停車場線	鹿足郡吉賀町柿木村福川1546番20地先から同685番2地先まで	前	8.80～ 20.00	207.00	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所 災害防除工事
			後	32.00～ 114.00	207.00	

島根県告示第427号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成21年 5 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	川本大家線	邑智郡川本町大字三俣649番1地先から同652番1地先まで	メートル 156.00	平成21年 6月30日	県央県土整備 事務所	
〃	〃	邑智郡川本町大字湯谷1143番2地先から同825番1地先まで	53.30	平成21年 6月30日		
〃	〃	邑智郡川本町大字三俣92番地先から同644番地先まで	33.50	平成21年 5月26日		
〃	〃	邑智郡川本町大字三俣29番1地先から同地先まで	68.00	平成21年 5月26日		
〃	〃	邑智郡川本町三俣114番1地先から同108番5地先まで	133.00	平成21年 5月26日		